

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料の額)</p> <p>第6条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 1件 <u>15,100円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第6条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 1件 <u>16,900円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。